

事 務 連 絡
令和 2 年 7 月 31 日

各

〔	都 道 府 県	〕
	保健所設置市	
	特 別 区	

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

感染症検査機関等設備整備事業における整備対象機器の納期の確認
について

新型コロナウイルス感染症の検査体制については、「「新型コロナウイルス感染症に関するPCR等の検査体制の強化に向けた指針」について」（令和2年6月2日付け事務連絡）において、検査体制を点検の上で、必要な体制の強化に取り組んでいただくようお願いしているところです。

現下の状況を踏まえ、早期に検査（分析）体制を強化するため、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和2年6月16日付け医政発0616第1号・健発0616第5号・薬生発0616第2号）における感染症検査機関等設備整備事業も活用し、必要な取組を進めていただいていることと存じます。

感染症検査機関等設備整備事業を活用する場合には、対象設備が広く関係各所から発注を受けていることも考えられることから、対象となる設備が早期に納品可能かどうかを確認することが重要です。例えば、9月末までなどでの納品が困難な場合、又は度重なる納期の遅延の連絡を受けている場合は、9月末までなどの納品が可能となるよう、契約変更も含めた対応をご検討いただき、早期の検査（分析）体制の整備にご協力をお願いいたします。なお、交付金の決定額の範囲内であれば、設備整備の対象となる機器を変更しても、厚生労働省への再協議は不要であることを申し添えます。